

各都道府県医政主管部局 御中

医療機能情報提供実施に当たっての留意事項について

平素から大変お世話になっております。また、医療行政の推進につきまして、日々御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年成立しました「良質な医療を効率的に提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」においては、医療機関の医療機能情報の公表制度を創設し、平成 19 年 4 月 1 日から施行しているところです。

今般、医療法施行規則（以下「省令」という。）別表第 1 に掲げる事項の報告及び公表に当たって、別添資料のとおり記載上の留意事項をとりまとめましたので当該事項に留意されるようお願いします。

なお、医療機関の中には、企業内の診療所のように原則として一般の方の診療を行わないものもあることから、公表に当たっては、その旨を明記する等の御配慮をお願いします。

おって、本制度は新たに導入されたものであり、報告を行う医療機関の円滑な対応が可能となるとともに、住民等による医療機関の適切な選択に資するよう、報告に当たっての医療機関からの照会等への適切な対応について特に御配慮をお願いします。

（添付資料）

- （1）本編資料【各医療機関別】（省令別表第 1 に記載された事項及び留意事項）
- （2）別表 1 【各医療機関別】（H19 厚生労働省告示第 53 号に記載された事項（第 11 条関係を除く）及び留意事項）
- （3）別表 2 【各医療機関共通（助産所を除く）】（H19 厚生労働省告示第 53 号に記載された事項（第 11 条関係）及び留意事項）

<連絡先>

厚生労働省医政局総務課

TEL：03-5253-1111（内線 2518）

FAX：03-3501-2048

E-mail：tsutsumi-shigeru@mhlw.go.jp

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 病院の名称		
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		
5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
8 診療科目別の診療時間		医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別）
9 病床種別及び届出又は許可病床数		医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数）
(2) 病院へのアクセス		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
10 病院までの主な利用交通手段		敷地内及び隣接地（概ね徒歩5分圏内）に駐車場を保有しているかどうか。
11 病院の駐車場	(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別	(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 (ii) の駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。）
12 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14 診療科目別の外来受付時間		
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		
17 面会の日及び時間帯		別表1の1)

(3) 院内サービス・アメニティ					外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
18 院内処方の有無					
19 対応することができる外国語の種類					
20 障害者に対するサービス内容					別表1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容					別表1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置					別表1の4)
23 医療に関する相談に対する体制の状況				(I) 医療に関する相談窓口設置の有無 (II) 相談員の人数	医療に関する相談窓口を設置している場合の、窓口対応を行う医療ソーシャルワーカー等の相談員の人数 (※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載)
24 入院食の提供方法					別表1の5)
25 病院内の売店又は食堂(外来者が使用するものに限る。)の有無					
(4) 費用負担等					
26 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類					別表1の6)
27 選定療養				(I) 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (II) 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (III) 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (IV) 「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (V) 「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28 治療の実施の有無及び契約件数					薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治療を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治療実施に係る契約件数
29 クレジットカードによる料金の支払いの可否					
30 先進医療の実施の有無及び内容					病院において、健康保険法(大正17年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字数制限を定めることができる。)

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
31 専門医の種類及び人数	別表1の7)	
32 保有する施設設備	別表1の8)	
33 併設している介護施設	別表1の9) ※同一敷地内に併設されているもの	
34 対応することができる疾患・治療の内容	別表2	
35 対応することができる短期滞在手術	別表1の10) ①(日帰り手術) 別表1の10) ②(1泊2日手術)	
36 専門外来の有無及び内容	病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか、設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字數制限を設けることができる。	
37 健康診断及び健康相談の実施	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字數制限を設けることができる。	(i) 健康診断の実施の有無及び内容 (ii) 健康相談の実施の有無及び内容
38 対応することができる予防接種	別表1の11)	
39 対応することができる在宅医療	別表1の12)	
40 対応することができる介護サービス	別表1の13) 診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)	
41 セカンド・オピニオンに関する状況	患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っているかどうか。また、セカンド・オピニオンを自費診療としている場合の料金	(i) セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無 (ii) セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金
42 地域医療連携体制	「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。 退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。	(i) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無 (ii) 地域連携クリティカルパスの有無
43 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。	

3. 医療の実績、結果に関する事項		
44 病院の人員配置	<p>(イ) 医療従事者の人員数</p> <p>(ii) 外来患者を担当する医療従事者の人員数</p> <p>(iii) 入院患者を担当する医療従事者の人員数</p>	<p>別表1の14)</p> <p>常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、頭に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。</p>
45 看護師の配置状況		<p>(イ)の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けない場合、重複計上可)</p> <p>(ii)の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの(外来担当と分けない場合、重複計上可)</p> <p>病院の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇)</p> <p>※(計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算)</p> <p>※(医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱)及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること</p> <p>病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。</p>
46 法令上の義務以外の医療安全対策	<p>(i) 医療安全についての相談窓口の有無</p> <p>(ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の有無</p> <p>(iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種</p> <p>(iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無</p>	<p>当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。</p> <p>また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。</p> <p>専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他の必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。</p> <p>医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。</p>
47 法令上の義務以外の院内感染対策	<p>(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の有無</p> <p>(ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種</p> <p>(iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無</p>	<p>当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。</p> <p>また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。</p> <p>専任の院内感染対策を行う者及びその他の必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門を設置しているかどうか。</p> <p>対象を定め、継続的、定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。</p>

48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無	入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか。
49	診療情報管理体制	別表1の(15)検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム(オランダエントリーシステム)の導入の有無及びその導入範囲(例、検査及び処方まで導入) 「ICDコードの利用」とは、ICD(※)コードに基づいた診療情報管理を行っていること。 ※ICD(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)：異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)より提示されている分類。
50	情報開示に関する窓口の有無	専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。 病院内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
51	症例検討体制	当該病院内において定期的に実施している臨床病理検討会(CPC)があるかどうか。 当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制(M&M)があるかどうか。
52	治療結果情報	例えば、死亡率、再入院率など、当該病院における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。 「治療結果に関する分析結果の提供」は、治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。または、年報やホームページで提供しているかどうか。
53	患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。 「外来患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。 「在宅患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
54	平均在院日数	報告する年度の前年度の「[入院患者延数/(1/2×(新入院患者数+退院患者数))](病床種別)患者に行う病院に対する満足度」についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
55	患者満足度の調査	(1)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無	(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、認定証を発行されているかどうか。

別表1

【病院用】

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	
1) 時間外(休日夜間)対応	1 終日の対応	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと	病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと 診療時間外(含む休日・夜間)に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をこれる体制を整えていること 病院・診療所が、診療時間外(含む休日・夜間)に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること
2) 障害者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示		視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
3) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施		高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること、具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
4) 受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙室の設置		出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
5) 入院食の情報	1 適時及び適量による食事の提供 2 病床外での食事可能 3 選択可能な入院食の提供		
6) 医療保険、公費負担等	1 保険医療機関 2 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 3 労災保険指定医療機関 4 更生医療指定医療機関 5 育成医療指定医療機関 6 精神障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に添着、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 7 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に添着、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県知事又は都道府県知事又は政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、指定入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関 10 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 11 医療保護施設 12 結核指定医療機関 13 指定養育施設機関 14 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公上の傷病に關し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関 15 原子爆弾被害者医療指定医療機関 16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関 17 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関 保険医療機関以外の医療機関 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に添着、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県知事又は都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、指定入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する未診断に對し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関 母子保護法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未診断に對し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公上の傷病に關し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関	

記載上の留意事項

別表1

【病院用】	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		10 病理専門医(社)日本病理学会	同上
		11 内科専門医(社)日本内科学会	同上
		12 外科専門医(社)日本外科学会	同上
		13 腫瘍専門医(社)日本腫瘍学会	同上
		14 肝臓専門医(社)日本肝臓学会	同上
		15 感染症専門医(社)日本感染症学会	同上
		16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)	同上
		17 血液専門医(社)日本血液学会	同上
		18 循環器専門医(社)日本循環器学会	同上
		19 呼吸器専門医(社)日本呼吸器学会	同上
		20 消化器専門医(財)日本消化器病学会	同上
		21 腎臓専門医(社)日本腎臓学会	同上
		22 小児科専門医(社)日本小児科学会	同上
		23 口腔外科専門医(社)日本口腔外科学会	同上
		24 内分泌代謝科専門医(社)日本内分泌学会	同上
		25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)	同上
		26 超音波専門医(社)日本超音波医学会	同上
		27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)	同上
		28 透視専門医(社)日本透視医学会	同上
		29 脳神経外科専門医(社)団法人日本脳神経外科学会	同上
		30 リハビリテーション科専門医(社)日本リハビリテーション医学会)	同上
		31 老年病専門医(社)日本老年医学会	同上
		32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	同上
		33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)	同上
		34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)	同上
		35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸外科科学会)	同上
		36 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)	同上
		37 消化器内視鏡専門医(社)日本消化器内視鏡学会)	同上
		38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)	同上
		39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)	同上
		40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)	同上
		41 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会)	同上
		42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)	同上
		43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)	同上
		44 漢方専門医(社)日本東洋医学会)	同上
		45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)	同上
		46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)	同上
		47 齒科麻酔専門医(有限責任中間法人日本齒科麻酔学会)	同上
		48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)	同上
		49 アレルギー専門医(社)団法人日本アレルギー学会)	同上
		50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)	同上
		51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)	同上

【病院用】	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	取組上の留意事項
8)	保有する施設設備 1 集中治療室(ICU) 2 冠状動脈疾患専用集中治療室(CCU) 3 脳卒中専用集中治療室(SOU) 4 呼吸器疾患専用集中治療室(PCU) 5 新生児集中治療室(NICU) 6 母体胎児集中治療室(MFICU) 7 広範囲熱傷特定集中治療室 8 手術室 9 無菌治療室 10 機能訓練室 11 精神科保護室 12 病理解剖室 13 高気圧酸素治療室 14 ヘルリコプターを含む患者搬送車 15 新生児搬送車	1 集中治療室(ICU) 2 冠状動脈疾患専用集中治療室(CCU) 3 脳卒中専用集中治療室(SOU) 4 呼吸器疾患専用集中治療室(PCU) 5 新生児集中治療室(NICU) 6 母体胎児集中治療室(MFICU) 7 広範囲熱傷特定集中治療室 8 手術室 9 無菌治療室 10 機能訓練室 11 精神科保護室 12 病理解剖室 13 高気圧酸素治療室 14 ヘルリコプターを含む患者搬送車 15 新生児搬送車	基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 上記ICUのうち、特に冠状動脈専用部門を有するもの 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する脳卒中ケアユニット入院管理料に関する施設基準を満たすもの 上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用部門を有するもの 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する広範囲熱傷特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの 減菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がクラス1以下であること等の要件を満たす無菌治療室
9)	併設している介護関係施設等	1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所) 4 介護予防支援事業所 5 老人介護支援センター 6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション 7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所 8 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所 9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所 10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所 11 特定施設又は介護予防特定施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が80人以上であるもの)に限る。であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるもの)に係る、以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅介護支援事業(居宅介護サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防支援事業(介護予防サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を施行するとともに、主として居宅において介護を受けたい老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める機能を総合的に行うことを目的とする施設 ①居宅介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間に行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 ①居宅介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅介護者(その介護の目的として、同法の規定する老人デイサービス等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間に行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所)の介護予防を目的として、介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間に行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 ①居宅介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅介護者(その介護の目的として、同法の規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間に行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所)の介護予防を目的として、介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間に行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 ①居宅介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は②居宅介護者(その介護の目的として、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間に行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所)の介護予防を目的として、介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間に行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

別表1

【病院用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
12	認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	①居室要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく顕著な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)であるものについて、老人福祉法第133号に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
13	小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	①居室要介護者であって、その者の心身の状況、その置かれている環境等に照して、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定める他の居宅要介護者であって、老人福祉法第133号に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
14	認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	①要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき生居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う施設又は②要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき生居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
15	地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
16	地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法第133号に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び保養上の世話を行うことを目的とする施設
10	対応可能な短期滞在手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
①日帰り手術	1 皮膚、皮下腫瘍摘出術 2 腋臭症手術 3 半月板切除術 4 尿管開放手術 5 水晶体再建術 6 乳腺腫瘍摘出術 7 気管支狭窄拡張術 8 気管支腫瘍摘出術 9 ヘルニア手術	同上
②1泊2日手術	10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術 11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 12 経腔道的レーザー前立腺切除術 1 関節腫瘍摘出術 2 半月板縫合術 3 動脈断裂縫合術 4 胸腔鏡下交感神経節切除術 5 嚥下嚥頭腫瘍摘出術 6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術 7 下腔静脈瘤手術 8 腹腔鏡下胆嚢摘出術 9 腹腔鏡下虫垂切除術 10 痔核手術 11 経尿道的尿路結石除去術 12 尿失禁手術 13 子宮頸部切除術 14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 15 子宮内器腫瘍摘出術	同上

別表1

【病院用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
11) 対応可能な予防接種	1 ジンテリアの予防接種	
	2 破傷風の予防接種	
	3 ジンテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種	
	4 ジンテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	
	5 ポリオの予防接種	
	6 麻疹の予防接種	
	7 風疹の予防接種	
	8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種	
	9 日本脳炎の予防接種	
	10 BCGの予防接種	
	11 インフルエンザの予防接種	
	12 おたふくかせの予防接種	
	13 水痘の予防接種	
	14 A型肝炎の予防接種	
	15 B型肝炎の予防接種	
	16 コレラの予防接種	
	17 狂犬病の予防接種	
	18 黄熱病の予防接種	
	19 肺炎球菌感染症の予防接種	
12) 対応可能な在宅医療		
①在宅医療	1 往診(終日対応することができるものに限る。)	24時間の往診が可能の場合に選択
	2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択
	3 地域連携選院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	4 在宅患者訪問診療	同上
	5 在宅時医学総合管理	同上
	6 在宅末期医療総合診療	同上
	7 救急搬送診療	同上
	8 在宅患者訪問看護・指導	同上
	9 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上
	10 在宅訪問リハビリテーション指導管理	同上
	11 訪問看護指示	同上
	12 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上
	13 在宅患者訪問栄養食事指導	同上
	14 歯科訪問診療	同上
②在宅療養指導		当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
	1 退院前在宅療養指導管理	同上
	2 在宅自己注射指導管理	同上
	3 在宅自己腹膜透析指導管理	同上
	4 在宅血液透析指導管理	同上
	5 在宅療養療法指導管理	同上
	6 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上

別表1

【病院用】	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
		7 在宅成分業経営管理指導管理	同上
		8 在宅自己療育指導管理	同上
		9 在宅人工呼吸指導管理	同上
		10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上
		11 在宅慢性腫瘍患者指導管理	同上
		12 在宅寝たきり患者処遇指導管理	同上
		13 在宅自己疼痛管理指導管理	同上
		14 在宅高齢血圧症患者指導管理	同上
		15 在宅気管切開患者指導管理	同上
		16 寝たきり老人訪問指導管理	同上
		③診療内容	
		1 点滴の管理	診療内容に合致するものを選択
		2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択
		3 腫瘍透析	診療内容に合致するものを選択
		4 放射療法	診療内容に合致するものを選択
		5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択
		6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択
		7 褥瘡の管理	診療内容に合致するものを選択
		8 人工虹膜の管理	診療内容に合致するものを選択
		9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択
		10 レスピレーター(人工呼吸器)	診療内容に合致するものを選択
		11 モニター測定(血圧・心拍等)	診療内容に合致するものを選択
		12 尿カテーテル(留置カテーテル等)	診療内容に合致するものを選択
		13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択
		14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択
		④他施設との連携	
		1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択
		4 在宅介護支援事業所との連携	常時在宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		5 薬局との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択
		13) 対応可能な介護保険サービス	
		①施設サービス	
		1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
		2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的療養の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
		3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設(療養病棟等)に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的療養その他必要な医療をいう。
		②在宅介護支援	
		1 在宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、在宅サービス等を通じて適切に利用できるように心身の状況、環境、本人や家族の希望等を踏まえ、利用するサービスの種類、内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うものをいう。

別表1

【病院用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
③ 居室サービス	1 訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であつて、居宅老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する経費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を営む。以下同じ。なお、この介護を受けるもの(以下「居室介護者」という。)については、その者の居室において介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
	2 訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、その者の居室を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
	3 訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、その者の居室において看護師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
	4 訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
	5 居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。
	6 通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に連通し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
	7 通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の他の厚生労働省令で定める施設に連わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションをいう。
	8 短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うことをいう。
	9 短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要なり医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。
	10 特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。
	11 福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具)及び要介護者等の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
	12 特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
④ 地域密着型サービス	1 夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居室において介護福祉士等で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
	2 認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障を生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に連通して、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
	3 小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅等の拠点に連わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
	4 認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であつて認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の疾患を除く。)について、その共同生活生活を営むべき生活居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
	5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であつて、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもの(うち、その入居者が29人以下であるもの)以下この項において「地域密着型特定施設」という。)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。
	6 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
⑤ 介護予防支援	1 介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を通利に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況、環境、本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類、内容等の計画を作成し、サービス提供確保のための事業者等と連絡調整等を行うもの

【病院用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
⑥介護予防サービス	1 介護予防訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居室において支援を受けようとするものの介護予防サービスを受けるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防訪問介護の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	2 介護予防訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防訪問入浴介護の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	3 介護予防訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防訪問看護の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	4 介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防訪問リハビリテーションの介護その他の日常生活上の支援をいう。
	5 介護予防居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防居宅療養管理指導の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	6 介護予防通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防通所介護の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	7 介護予防通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防通所リハビリテーションの介護その他の日常生活上の支援をいう。
	8 介護予防短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防短期入所生活介護の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	9 介護予防短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防短期入所療養介護の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	10 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防特定施設入居者生活介護の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	11 介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、介護予防福祉用具貸与の介護その他の日常生活上の支援をいう。
	12 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居室に要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたって、厚生労働省令で定める期間にわたって入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的動作の全部若しくは一部について臨時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の要介護又は要支援の防止をいう。以下同じ。を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたって、特定介護予防福祉用具販売の介護その他の日常生活上の支援をいう。
⑦介護予防地域密着型サービス	1 介護予防認知症対応型通所介護	居宅支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことを行う。
	2 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅支援者であって、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居室において、又は厚生労働省令で定めるサービス提供の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことを行う。
	3 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援者(厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する者)に該当する者(認知症であるもの)の介護その他の日常生活上の支援であって、その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態である者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことを行う。
14) 医療従事者	1 医師	
	2 歯科医師	
	3 薬剤師	
	4 看護師及び准看護師	
	5 助産師	
	6 歯科衛生士	
	7 診療放射線技師	
	8 理学療法士	
	9 作業療法士	

別表1

【病院用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
15) オータリングシステムの利用の有無及び導入状況	1 検査	
	2 処方	
	3 平約	